

2021年2月24日

高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社 保険営業部

### カード付帯サービス「海外旅行傷害保険」のご案内の誤記載について

タカシマヤカード《ゴールド》・タカシマヤカード「保険のご案内」冊子におきまして「海外旅行傷害保険」の項に誤った記載がございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、この記載をご覧になり、保険金ご請求のお申し出をされなかつたお客様は、文末の「お問い合わせ先」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※外商お得意様カードのお客様につきましては、タカシマヤカード《ゴールド》と同様でございます。

※当該冊子は、2021年1月13日(水)→2月22日(月)の期間に、高島屋各店カードカウンター、メンバーズサロンにてお渡し、または、カードインフォメーションセンターにご連絡いただきお送りしたものでございます。

#### ◆「タカシマヤカード保険のご案内」冊子記載の

海外旅行傷害保険の「保険責任期間」につきまして、一部不十分な記載箇所がございました。

※5ページ下部に、下記表の①部分のみ記載しておりました。

正しくは、2ページに記載の下記内容でございます。

#### 【正しい内容（2ページ記載）】

##### ■ご利用条件と保険責任期間

ご利用条件	保険責任期間
①日本出国以前に 公共交通乗用具または被保険者が 参加する宿泊を伴う募集型企画旅行 の料金、または予約を行いその料金を タカシマヤカードにより支払った場合	被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ出国する日の前日0時から入国した日の翌日24時まで。ただし、日本出国した日の翌日から90日後の24時を限度とします。
②日本出国後に 公共交通乗用具の料金、または予約を 行いその料金をタカシマヤカードにより 支払った場合	被保険者が料金を初めてタカシマヤカードで支払ったときから住居に帰着するまでの旅行期間中かつ日本に入国した日の翌日24時まで。ただし、その料金をタカシマヤカードで支払った日の翌日から90日後の24時を限度とします。

●会員資格が有効な期間中に上記料金を支払った場合かつ、会員資格が有効な期間中に日本を出国した場合に限ります。

●①②が重複した場合には①が優先して適用されます。

◆「タカシマヤカード《ゴールド》保険のご案内」

2 ページに記載しておりました、各冊子記載の海外旅行傷害保険の「保険責任期間」について、カードご利用状況によって保険責任期間が異なるとの記載がございましたが、カードご利用状況によって「保険責任期間」が変わることはありません。

※外商お得意様カードのお客様につきましても同様でございます。

【正しい内容】

「保険責任期間」（カードご利用状況によって変わることはありません）

被保険者が海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ出国する日の前日 0 時から入国した日の翌日 24 時まで。ただし、日本出国した日の翌日から 90 日後の 24 時を限度とします。

◆本件に関するお問い合わせ先

高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社 保険営業部

フリーダイヤル：0120-365-008

（10 時～17 時 日曜、年末年始は休業）

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。